

【成績評価における客観的指標の算出方法】

各授業科目の成績を100点満点で点数化し、学年ごとに履修したすべての授業科目の合計点を、履修した授業科目数で割って平均点を算出し、成績評価の指標とする。

【算出時の留意点】

- ◆ 不合格と判定された授業科目の得点も合計点に加えて平均点を算出する。
- ◆ 履修を中止する、既修得単位として認定を受けているなど、評価対象外の授業科目については成績が点数化されないため、指標からは除外する。
- ◆ 履修規程第9条3項「追試験の評価基準は、正規の試験の8割とする。ただし追実習の場合は得点どおりとする。」より、追試験を実施した授業科目の成績は、実際の得点の8割の点数となる。
- ◆ 履修規程第9条4項「再試験の場合は、60点以上をC、60点未満をDとする。」より、再試験を実施した授業科目の成績は60点を上限とする。
- ◆ 履修規程第9条5項「学校保健安全法施行規則第18条・19条に定められている感染症罹患による受験当日の出席停止、及びやむを得ない事由による欠席により、出席時間数不足で補講し受験した場合の成績は、本試験の評価に準じる。」より、受験当日の出席停止にて追試験を実施した場合と、やむを得ない事由による出席時間数不足にて補講の上受験した場合の成績は、実際の得点どおりとする。